

## Q5 第三者提供の制限に関するルール

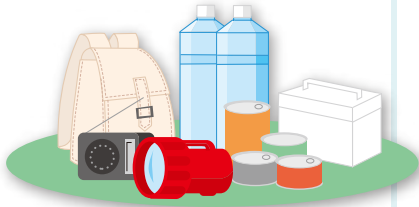
17 民生委員・児童委員をしています  
が、市町村や民間の事業者から、  
活動に必要な個人情報の提供を  
うけられず苦慮しています。提供  
を受けることは可能ですか。

民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行  
うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な  
提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、  
個人情報取扱事業者からその職務の遂行に必要な個人データの提  
供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制  
限の例外として、可能と考えられます。地方公共団体からの情報提供  
については、それぞれの条例の解釈によります。

民生委員・児童委員には、民生委員法において守秘義務が課せら  
れていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切  
に提供されることが望ましいと考えられます。

18 地震等の災害時に支援が必要  
な高齢者、障害者等(災害時要  
援護者)のリストを災害時に備え  
て関係者間で共有することは可  
能ですか。



災害時要援護者リストは、一般的には各地方公共団体の福祉部局  
等において把握しているものであるため、主として各地方公共団体の  
定める個人情報保護条例に関わる問題です。

各条例における、「審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相  
当の理由があると認められる場合」等の目的外利用・第三者提供が可  
能とされる規定を、適切に解釈・運用することにより、関係者(福祉部  
局、防災部局、自主防災組織、民生委員など)間で要援護者情報の共  
有を進めることが望ましいと考えられます。

## Q6 開示などの求めに応じるルール

1 個人情報取扱事業者に対して自  
分の情報の開示を求めるには、  
具体的にどのような手続を踏め  
ばよいのですか。

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は本人からの開示等の  
求めに応じる義務があります。その手続については、各事業者において  
定めることができます(法第29条第1項)。本人は、相手とする事業者  
が開示等の手続をあらかじめ定めている場合は、その手続に沿って開  
示等の求めをすることになります。一方、事業者が手続をあらかじめ  
定めていない場合には、その事業者は、本人からの任意の方法による  
求めに対し、個別に相談しながら対応することとなります。

2 個人情報取扱事業者に対して自  
分の情報の開示を求めたところ、  
本人確認のためとことで、運転  
免許証の提示に加え、印鑑登録  
証明書の提出を求められました。  
これは、個人情報保護法上、問題  
はありませんか。

個人情報保護法では、本人確認も含め、本人からの開示等の求め  
に個人情報取扱事業者が応じる手続については、各事業者において  
定めることができます(法第29条第1項)。ただし、個人情報  
取扱事業者がその手続を定めるに当たっては、本人にとって過重な負  
担とならないよう配慮することとされているため(法第29条第4項)、不  
必要に膨大な証明書等の提示を求めることや、過度に煩雑な手続を  
設けることなどは、個人情報保護法上、不適切と考えられます。

3 個人情報取扱事業者に対し、自  
分の個人情報の取得元の開示  
を求めることは可能ですか。

個人情報保護法上、事業者に対し、本人に個人情報の取得元を明  
らかにすることを義務づける規定はありません。ただし、個人情報取扱  
事業者は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に  
努めることとされています(法第31条第1項)、まずはその個人情報  
取扱事業者の苦情相談窓口にご相談してみることが考えられます。

なお、保有個人データ自体に取得元に関する情報が含まれている場  
合には、個人情報保護法第25条に基づく開示の求めにより、原則開  
示されることとなります。